

(様式第2号)

会 議 録

令和4年7月8日作成

会 議 の 名 称	令和4年度第1回 島本町情報公開・個人情報保護運営審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和4年6月27日(月)		
会 議 の 開 催 場 所	役場地階 第四会議室		
公 開 の 可 否	可	・一部不可・不可	傍聴者数 3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 者	委 員	有澤委員、西崎委員、福島委員、淵本委員、小西委員	
	事 務 局	吉川次長、根本次長、伊藤課長、馬場田課長、大谷係長、松尾係長	
会 議 の 議 題	1. 島本町個人情報保護条例第13条第1項第5号に基づく意見聴取について 2. 島本町個人情報保護制度の見直しについて		
決 定 事 項 等	-		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	・大阪府子ども教育・生活支援事業(仮称)の概要 ・個人情報の取扱いについて(通知) ・対象者リスト ・配布者リスト ・配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書(案) ・個人情報の管理徹底について ・島本町個人情報保護制度の見直しについて		

令和4年度第1回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年6月27（月）15時00分～16時10分
場 所 役場地階 第四会議室
出席委員 有澤会長、西崎職務代理者、湊本委員、福島委員、小西委員
欠席委員 東田委員、濱口委員
事務局 吉川総合政策部次長、馬場田政策企画課長、大谷政策企画係長
担当課 根本健康福祉部次長、伊藤住民課長、松尾住民課係長

会長あいさつ、出席委員数及び会議の成立確認

案 件

1. 島本町個人情報保護条例第13条第1項第5号に基づく意見聴取について

～事務局説明～

会 長：事務局の説明を受け、何か質問はあるか。

委 員：大阪府へのデータの送り方はどうなっているのか。

また、大阪府へのデータについては、町で手直しをして送付しなければならないのか。

手直しが必要となると時間も人件費もかかるかと思うがその場合は資料1記載の事業対象経費として補助金が交付されるのか。

事務局：データについては、DVDまたはCD-Rにて受け渡しを行うと聞いている。受け渡しについての方法は決まっていないが、府職員に来庁してもらいデータを渡すか、町職員が大阪府へデータを持っていくかのどちらかになる予定。町職員がデータを持っていく場合は、複数人で持っていくこととする。大阪府の職員が来庁される際も同じ体制で受渡しを行うよう徹底していきたい。

事業費については、府主体で行う場合は府から補助金等の交付はないと聞いている。

ただ、本町の場合、データの抽出についてそこまで手間はかからないと思う。

委 員：データはやはり手渡しでの受渡しとなるのか。メールでの提出はできないのか。

事務局：現段階では直接の受渡しと聞いている。

委 員：対象者はどれくらいいるのか。

事務局：概算にはなるが5,500人ほどになるかと思う。

委 員：今回町から提供するデータは、大阪府から委託業者へも全情報渡す

こととなるのか。

事務局：DV避難者のデータの突合を委託業者が行うため、委託業者へも同内容の情報を提供することとなる。

委員：委託業者に提供するのであれば、守秘義務についてしっかりして欲しい。

事務局：大阪府の個人情報保護条例に基づいて、事業者との委託契約の際には守秘義務を遵守していただく。

委員：お願いにはなるが、今回の情報提供については必要最低限にするよう配慮して欲しい。

事務局：府が委託する事業者との契約書案で、特記仕様書として個人情報の取扱い特記事項が示されている。当該事項を遵守していただくよう府の方へ意見として伝える。

委員：府には必ず伝えてほしい。

委員：目的外利用を行った場合は本人通知が必要かと思うが、どのように考えているか。

事務局：規則第6条第1項「その他職務の執行のため又は住民の福祉向上に関連して、目的外利用をしようとするもので、本人に通知しないことが正当と認められるとき。」は本人通知は必要としないと規定されており今回の事業について福祉の向上に関連して目的外利用するものと認められるかと考える。

事務局としては本人通知を要しない方向で進めたいと考えるが、ここは当審議会で議論いただきたいところである。

委員：通知しないことが正当であるという要件を満たすかどうかが必要。

委員：ただ、通知するとなると膨大な量になるかと思う。

事務局：今回5,000件程度別途通知するとなると、予算の制約もあり困難な作業になると思う。

委員：個別通知ではなく、HPに掲載する等で対応できないか。

事務局：個人情報保護条例施行規則にやむを得ない理由があるときには告示により行う事ができるという規定がある。

委員：現実として本人通知は無理があると思うが、せめて告示を行ってもよいのではないか。

事務局：告示を行う事として進めたいと思う。

委員：町のホームページで事業の概要等を掲載し、その中で注釈に本事業の遂行にあたって府に情報提供している旨も掲載してはどうか。

事務局：個人情報保護条例施行規則第6条第3項の規定に基づき告示を行うこととし、併せて町のホームページへの掲載を行いたいと思う。

会長：それをお願いしたい。

事務局：ただいまいただいた意見をもとに答申案を作成する。目的外利用に関しては認めることとする。データの受渡しに関して管理徹底を行い、業者にデータが極力渡らないよう配慮すること、渡る場合はデータの管理を徹底すること、本人通知については告示を行い、併せてホームページで周知することを意見として付ける。

委員：府の事業ではあるが、町への問い合わせに説明をきっちりできるようにして欲しい。

今後、同様な事業があった場合毎回審議会を開くのか、議論し答申が決まったら今回の答申をもとに認められるのかどうなるのか。

事務局：同様な事業を行う場合、同様な条件の場合は今回の答申をもって提供することを可能とする旨を答申に入れることは可能かと思がどうか。

会長：答申に同様な事業を行う場合は審議会を開かず提供できることとするよう入れることとする。

会長：案件1についてこれで良いか。

～健康福祉部職員退席～

会長：続いて、案件2について事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

委員：条例案については国や府のチェックは入るのか。

次回の審議会時には、国の法律と条例案、町の条例の比較表を資料として作成して欲しい。

事務局：条例案については、町の例規システム等を委託しているぎょうせいに制度の見直し業務支援について委託している。個人情報保護委員会からガイドラインが公表されており、それに従い見直しをしている。

委員ご要望の個人情報保護法と新条例案、現行条例との比較表については、次回審議会までに資料を作成し、説明したい。

会長：他に意見はないか。

委員：なし。

会長：それでは、令和4年第1回島本町情報公開・個人情報保護運営審議会を終了する。